労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

石川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 27 年８月 31 日

石川労働局長　中島　理章

第４号中「１時間718円」を「１時間735円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年10月１日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和55年香川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 27 年８月 31 日

香川労働局長　藤永　芳樹

第４号中「１時間702円」を「１時間719円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年10月１日から効力を生ずる。

国家試験

第 101 回薬剤師国家試験の施行

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第101回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

平成 27 年８月 31 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　試験期日　平成28年２月27日（土曜日）及び同月28日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県

３　試験科目

必須問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

一般問題試験

薬学理論問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

薬学実践問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

４　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　薬剤師法第15条第１号の規定に基づく受験資格　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものに限る。）（以下「６年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者（平成28年３月23日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　薬剤師法第15条第２号の規定に基づく受験資格　外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、平成24年４月１日以降に、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

⑶　薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号。以下「改正法」という。）附則第２条及び第３条の規定に基づく受験資格

ア　改正法の施行日（平成18年４月１日。以下「施行日」という。）において、改正法による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第15条第１号に該当する者

イ　施行日において、旧薬剤師法第15条第２号に該当する者

ウ　施行日前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第15条第１号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものを除く。）（以下「４年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者を除く。）

エ　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、薬剤師法の一部を改正する法律附則第３条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）第１条の規定に基づき、改正法による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第15条第１号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第５号）様式第７により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルの上半身像のもので、裏面に氏名を記載し、厚生労働省本省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒（受験票送付用）　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛て先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの。

イ　４の⑴及び⑶ア、ウに該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成28年３月23日（水曜日）午後２時まで（郵送により提出する場合には必着）に卒業証明書を提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

ウ　４の⑵及び⑶イに該当する者が提出する書類　薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

エ　４の⑶エに該当する者が提出する書類

㋐　事前に受験資格認定されている場合　薬剤師法の一部を改正する法律附則第３条の規定に基づく厚生労働大臣の認定について（平成17年12月26日付け薬食発第1226003号厚生労働省医薬食品局長通知）（以下「局長通知」という。）に基づく薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）及び履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）

㋑　薬剤師国家試験受験申請と受験資格認定申請を併せて行う場合　認定申請は、局長通知別添様式に定める認定申請書により行うこととし、認定申請書に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

①　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業したことを証する書類

②　大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了したことを証する書類

③　学校教育法第89条に基づく卒業によらずに４年制薬学課程を卒業したことを証する書類

④　大学院における薬学の課程の在学期間を証する書類

⑤　医療薬学に係る科目及び大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第32条第３項の薬学実務実習を履修した大学における６年制薬学課程を修めて卒業するために必要な単位を修得していること及びその各単位の履修時期を証する書類

⑥　履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）